

## 第4章 基本計画

### 理解と交流の促進（広報・啓発）

障害のある人も同じ地域社会の一構成員であり、障害のない人と同じように、地域で役割を担いながら生活していくことが、豊かな地域社会をつくれます。

障害のある人が家族や地域の人々と一緒に、住み慣れた地域の中で、のびのびと生活していくためには、障害のある人もない人も、お互いの理解や正しい認識が必要となります。

近年、都市化等の進行により、地域におけるつながりが希薄化し、子どもや高齢者、障害のある人などに対して無関心な風潮が広がりつつあります。

障害のある人もない人も、地域に住む人々がお互いに関心と理解を深め、地域で“ともに生活している”という意識に基づいて活動できる社会づくりが大切です。

#### 1 広報・啓発活動の推進

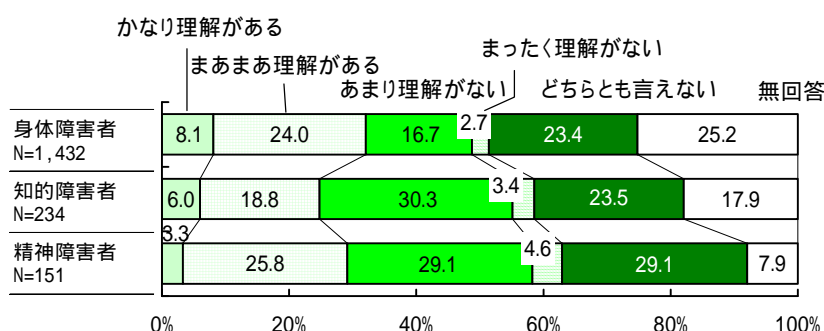
##### 【現状と課題】

本市では、広報誌等を活用して、『障害者週間（12月3日～9日）』の啓発や、ノーマライゼーションの浸透を促進するためにポスターやパンフレットの配布などを実施しています。

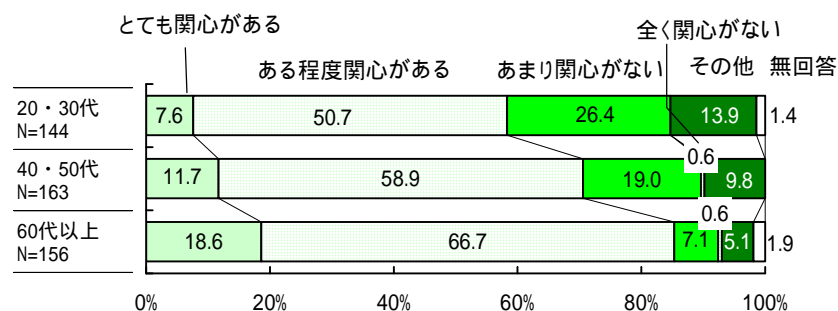
平成18年7月から8月に実施した「障害福祉推進のための実態調査」（以下、障害者アンケート）の結果では、一般市民が障害に対して“理解がある”（「かなり理解がある」＋「まあまあ理解がある」）と感じている割合は、身体、知的、精神のいずれの障害種別にも3割前後の回答にとどまっています。一方、“理解がない”（「あまり理解がない」＋「まったく理解がない」）と感じる割合は、知的障害者と精神障害者で33.7%と、“理解がある”を上回っています。

【図 1 - 1】

【図 1 - 1 障害に対する市民の理解度】



【図 1 - 2 障害のある人への関心】

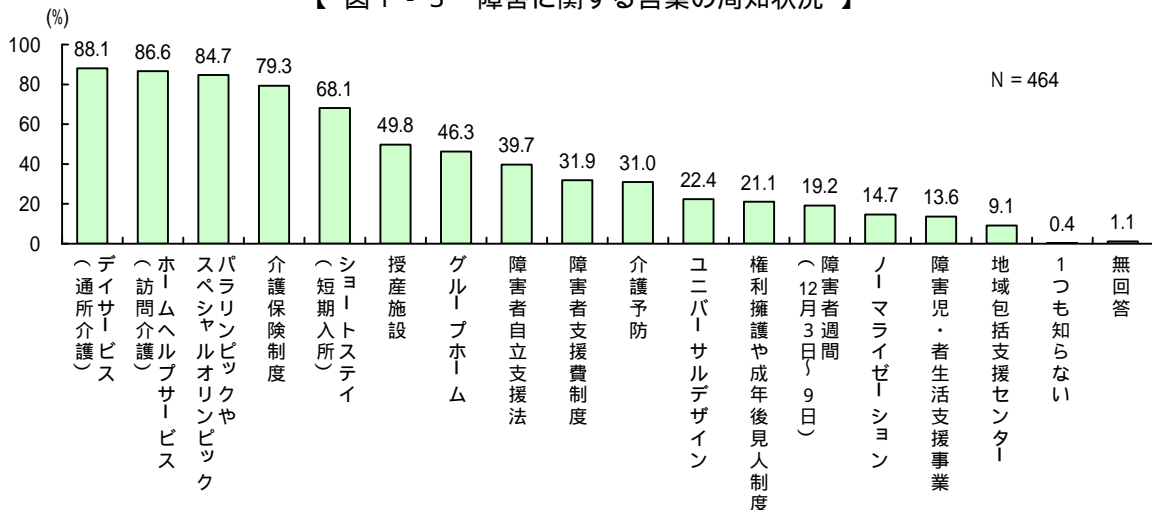


一方、障害のない市民を対象とした調査（以下、一般市民アンケート）では、障害のある人への関心は、年代層が高いほど高くなっており、60代以上は8割を超える人が、ある程度以上の関心を持っています。関心の低い20・30代の青年・壮年層は、「あまり関心がない」が約4人に1人を占めています。

【図 1 - 2】

また、一般市民アンケートで、障害に関する言葉の周知についてみると、「デイサービス」「ホームヘルプサービス」など、介護保険サービスに関連している言葉の周知は高く、85%以上が知っている状況にあります。これに加え、同じく8割台の回答であるのが「パラリンピックやスペシャルオリンピック」となっています。このほか「ショートステイ」までは過半数の回答で、次に「授産施設」となっており、半数を割る回答です。介護保険サービス等の高齢者福祉に関連する言葉を除くと、周知状況は決して高いとはいえません。【図 1 - 3】ただし、「パラリンピックやスペシャルオリンピック」の周知率が高いことに着目すると、テレビや新聞、雑誌などのメディアによる周知効果が高いことが考えられます。

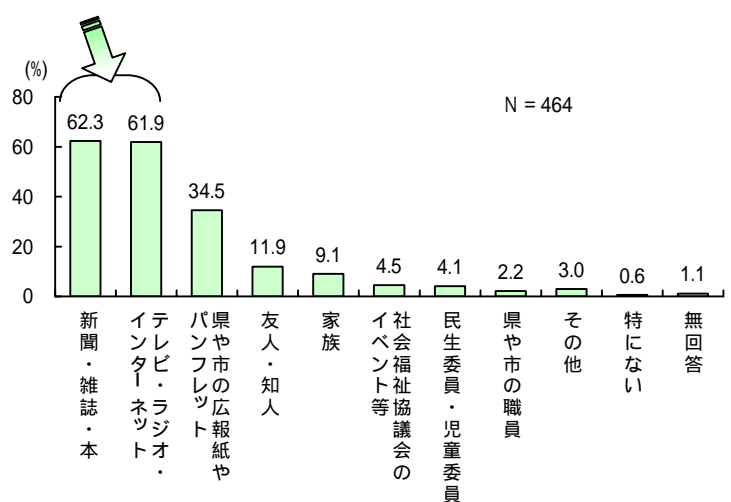
【図 1 - 3 障害に関する言葉の周知状況】



一般市民アンケートによる障害に関する情報の入手媒体は、「新聞・雑誌・本」が62.3%で最も多く、次いで「テレビ・ラジオ・インターネット」が61.9%となっています。他の媒体に比べて、この2項目は著しく高く、主な情報入手の手段といえます。【図 1 - 4】

障害のある人とない人が助け合う相互扶助のまちづくりを目指して、それぞれ理解を深めていくことのできる支援を進めていくためには、これまでの広報・啓発を維持するとともに、啓発媒体それぞれの特性を活かした効果的な障害理解を促進する広報活動が必要といえます。

【図 1 - 4 福祉に関する情報入手媒体】



## 【施策の方向】

### ○広報誌等による啓発の強化

- (1) ノーマライゼーションの浸透を促進するため、市広報誌「かい」、ホームページ、社協だより、パンフレットなどのあらゆる広報手段を通じて、計画的、継続的な啓発活動を進めます。
- (2) 「障害者週間(12月3日～9日)」を中心に、障害理解を促進するための事業等を展開します。
- (3) 県の福祉・保健関係機関と連携しながら、障害理解の促進を目的とした講座や講演会等を開催するとともに、ビデオテープ、映画等のライブラリーの充実により、市民全体の理解を深めるような啓発活動を展開します。

### ○障害福祉制度の周知

- (1) 障害のある人のための制度をより多くの人に知ってもらうために、定期的・継続的に障害者制度についての記事を広報誌等に掲載します。
- (2) 福祉制度や地域における福祉の周知を図るため、社会福祉貢献者に対する県の表彰制度等を活用します。

### ○世代や対象を意識した啓発

- (1) 自治会や事業者に対して、講演会等を通じた障害者理解の啓発に努めます。
- (2) 各種青少年団体と協力して、若年層を対象とした啓発の方法について検討します。
- (3) 次世代を担う小学生・中学生・高校生に対して体験学習などを行い、早い段階からの障害理解に努めます。
- (4) 差別や偏見をなくす、「心のバリアフリー化」を推進します。

### ○広報活動の充実

- (1) 市立図書館に設置した対面朗読録音室を利用し、朗読奉仕グループの協力による対面朗読や録音図書などをより多く利用できるシステムの整備を図っており、また、点字の読める人には、点字図書借用システムを山梨ライトハウスと提携することで、目の不自由な障害のある人の利用を促進します。
- (2) 目の不自由な方に住民情報が行き届くように、現在、市内のボランティア団体が作成している「声の広報」の充実を図ります。

## 2 交流・ふれあいの促進

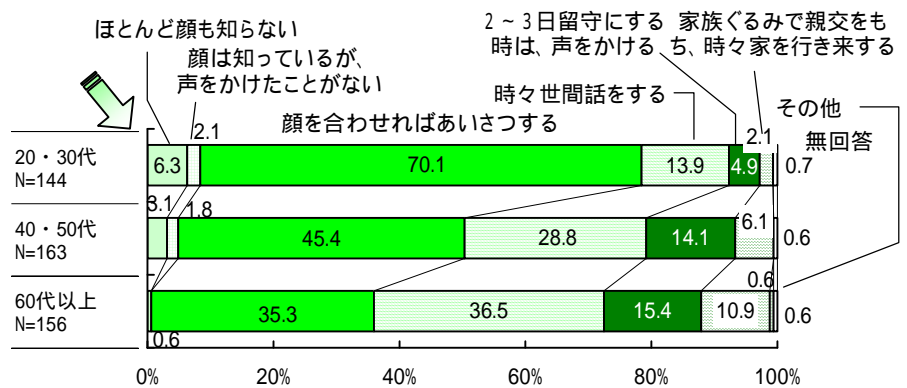
### 【現状と課題】

近所づきあいは、少しずつその形態を変え、現在では、本市においても隣人や地域住民とほとんど付きあひなく生活をしているような、都市化と類似の傾向がみられるようになっていきます。

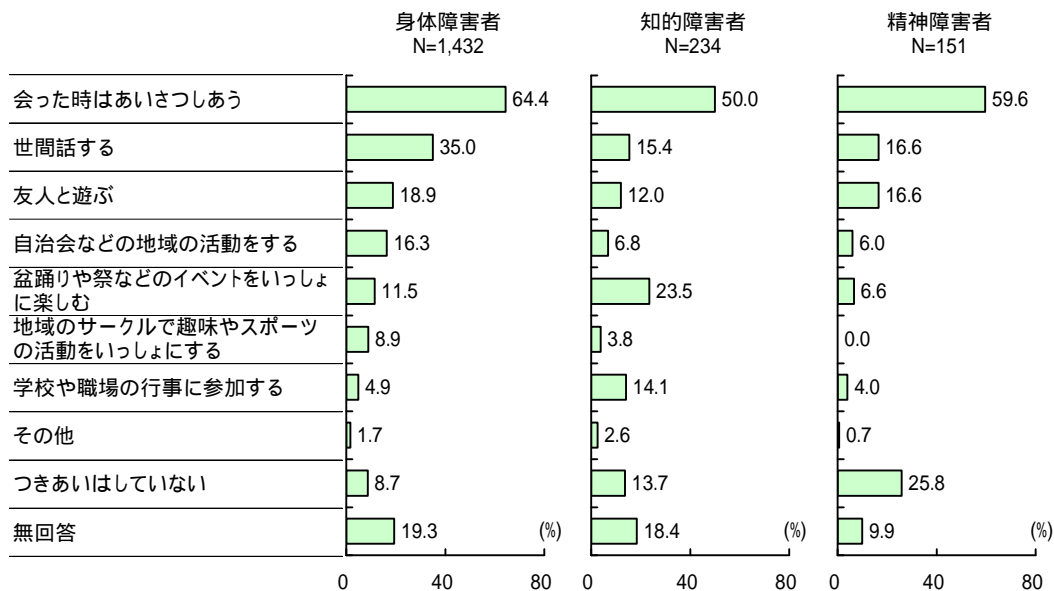
一般市民アンケートにおける近所づきあいの程度は、年代が若いほど希薄で、20・30代は「ほとんど顔も知らない」が6.3%、「顔は知っているが、声をかけたことがない」が2.1%で、合わせると1割近くになっています。また、「顔を合わせればあいさつする」は7割と大半を占めています。40・50代の中間年代層でも「顔を合わせればあいさつする」までで半数を占めている状況です。【図1-5】

一方、障害者アンケートにおける地域の人との付き合いでも、「会った時はあいさつしあう」が障害種別にかかわらず最も高い割合になっており、いずれも過半数の回答となっています。【図1-6】

【図1-5 近所づきあいの程度（一般市民）】



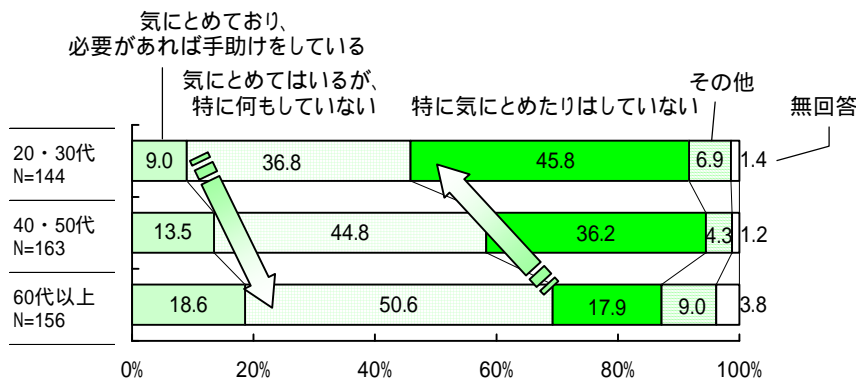
【図1-6 近所づきあいの程度（障害者）】



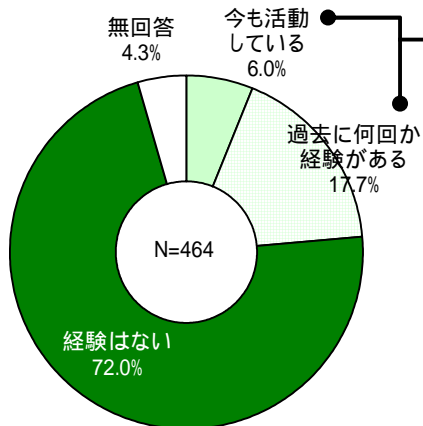
豊かな地域社会をつくるのは、人と人とのかわり合いです。地域における強いつながりを再び戻していくために、ふれあい活動等の推進が重要になっています。さらに、近所の中で助けを必要としている人がいるかなどを把握し、必要なときに助け合うことができるよう、日常的な交流活動が必要といえます。

また、一般市民アンケートでは、地域に障害のある人がいることに対して、「気にとめており、必要があれば手助けをしている」は2割に満たない状況です。【図 1 - 7】 また、障害のある人との活動経験についても、経験率は低く、約4人に1人の割合にとどまり、大半は「経験はない」と回答しています。【図 1 - 8】 現在活動している人と、過去に何回か活動経験のある人の活動場面は、「ボランティア活動をしている(した)」「外出したときに介助したことがある」の回答が多くなっており、一緒に活動をした経験のある人の場合は、積極的なかかわりであることがうかがえる結果となっています。【図 1 - 9】

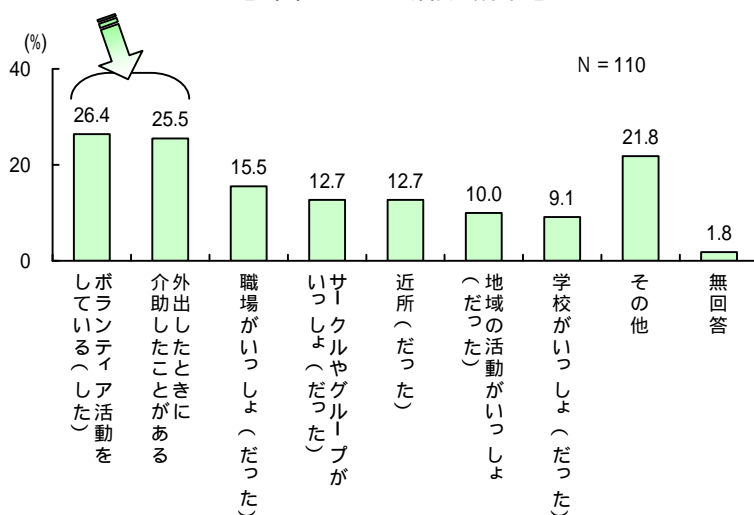
【 図 1 - 7 障害のある人に対する意識 】



【 図 1 - 8 障害のある人との活動経験 】



【 図 1 - 9 活動場面 】



このように、障害のある人と積極的なかかわりがある一般市民は一部に過ぎません。障害のある人とない人が互いを理解し合うために必要な交流の機会をこれまで以上に充実させるとともに、より多くの人が参加できる環境づくりを進めていくことが課題となっています。

## 【施策の方向】

### ○交流活動の推進

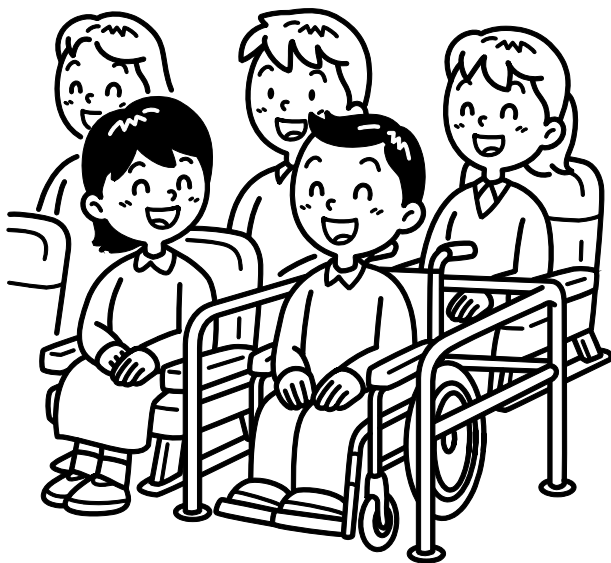
- (1) 自治会が実施する事業の充実を支援するとともに、地域のお祭りや運動会等の行事へ障害のある人が積極的に参加していくことを働きかけていくことで、障害のある人に対する差別意識をなくし、正しい理解と認識の促進に努めます。
- (2) 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流ができるよう、特別支援学校と地域の小・中・高等学校の児童・生徒との交流を促進します。
- (3) 障害者施設における各種行事への地域住民の参加を促進し、施設入所者への理解を深める交流機会の提供に努めます。

### ○国際交流の推進

- (1) 地域や世代を超えた連帯意識と幅広い視野を養う機会を設けるため、現在、市が提携している姉妹都市との交流事業に、障害のある人も積極的に参加するよう啓発します。
- (2) 県青少年ふれあい交流事業や、やまなし青年海外セミナーなど海外交流事業による国内外における交流を支援します。

### ○交流の場の環境整備

- (1) 竜王、敷島、双葉の3地区に、障害のある人と障害のない人とがふれあいを持てる場の確保に努めます。
- (2) 啓発や社会参加を目的とした福祉行事が行われる際は、障害を持つ人が一人でも多く、参加できるように会場の設備や移動手段について考慮し、検討していきます。



### 3 福祉教育の充実

#### 【現状と課題】

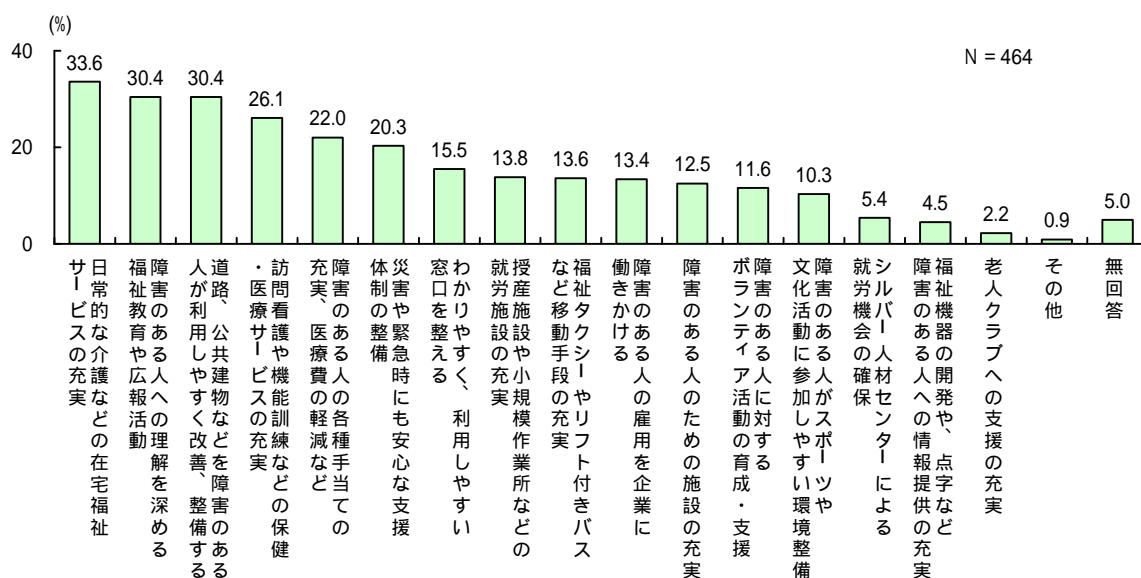
福祉のまちづくりを推進するためには、幼児から高齢者まで年齢にかかわらず、前段までの意識啓発や交流事業を含む“福祉教育”が大切です。特に、次代を担う子どもたちに対する教育は積極的に取り組んでいく必要があります。

市立小中学校では、児童・生徒の福祉の心を育むとともに、児童・生徒を通じて家庭や地域への啓発を行うことを目的とし、それぞれ独自に特色ある福祉教育を実践しています。平成18年度は、小学校では福祉講話を中心に、車いすや障害者の生活などの体験学習、点字やボランティアについての調べ学習などを、主に中・高学年を対象として実践しています。中学校では、障害者との交流を中心とした福祉教育を進めています。

また、一般アンケート調査結果によると、障害のある人の住みよいまちづくりに必要と考えられる施策は、「障害のある人への理解を深める福祉教育や広報活動」が「道路、公共建物などを障害のある人が利用しやすく改善、整備する」と並んで2位となっており、重視されています。【図1-10】

地域住民すべての理解を深めることを目的として、各ライフステージに合わせた、生涯学習における福祉教育を充実させていく必要もあり、事業内容を充実させるだけでなく、参加者層の拡大や関係機関、団体との連携など、家庭や地域、学校のあらゆる教育の場において福祉教育を推進していくことが大切です。

【図1-10 障害者の住みよいまちづくりに必要な施策】



## 【施策の方向】

### ○学校教育における福祉教育の推進

- (1) 障害のある人に対する理解を深め、やさしい思いやりのある福祉の心を育てるための活動を通して、ボランティアの心を育成します。
- (2) 地域福祉活動を行う福祉教育を推進し、ボランティア活動を通して、福祉意識の高揚を図ります。

### ○ライフステージに応じた福祉教育の推進

- (1) 障害理解について、すべて市民が十分な理解と認識を深められるよう、社会教育、生涯学習等の幅広い場での学習会を積極的に活用します。
- (2) 障害のある人の家族に対し、関係機関における専門家の一貫した相談・指導や研修などを通じて、社会参加することについて啓発します。





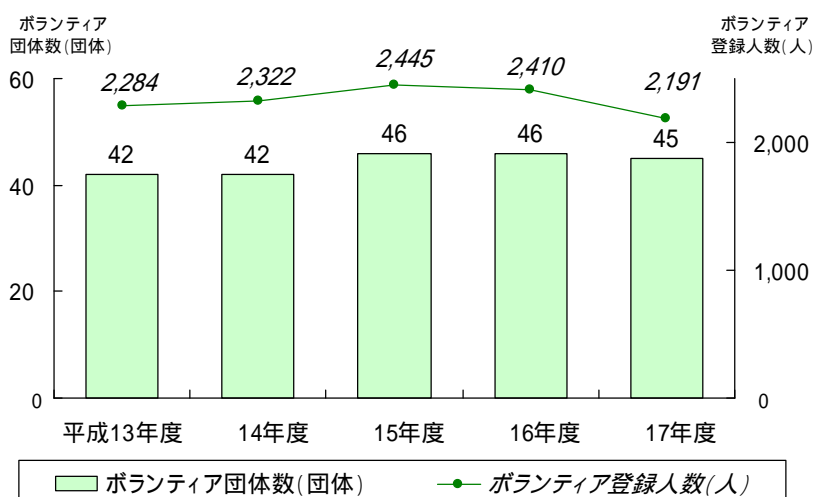
## 4 ボランティアの推進

### 【現状と課題】

社会福祉協議会のボランティアセンター（ボランティアビューロー）は、活動を行う団体の相談援助や研修、交流事業などを行い、ボランティア団体の育成支援を行うところです。このボランティアセンター（ボランティアビューロー）を中心拠点として、本市では様々な福祉関係のボランティア活動を推進しています。

本市のボランティア活動は、平成16年度までは、団体数、登録者数ともに増加傾向にありますが、平成17年度は減少し、ボランティア団体数は42団体、登録者数は2,191人となっています。【図1-11】

【図1-11 ボランティア団体数・登録者数】



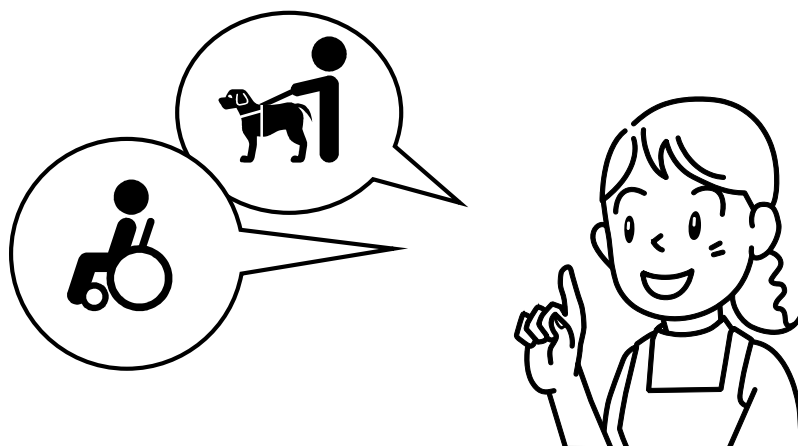
資料：社会福祉協議会

ボランティア活動は、相互扶助の精神の下、心豊かな地域を育むために欠かすことのできない活動です。しかし、一般アンケートによるボランティアの参加状況は、

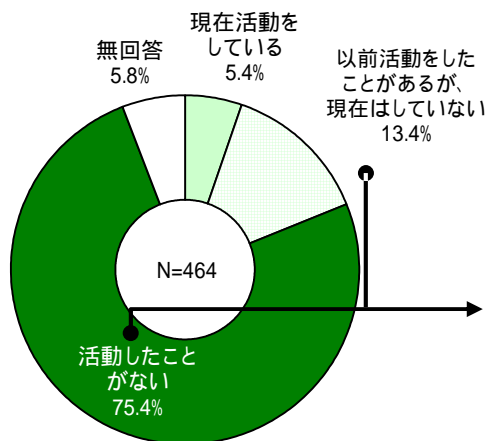
「活動したことがない」が7割強

と大半を占めており、「現在活動をしている」は5.4%にとどまっています。【図1-12】現在活動していない理由は、「仕事が忙しく、時間がとれない」が43.4%で最も多くなっていますが、「活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない」が25.5%で2位となっており、潜在的なボランティア精神を持つ人に対する“きっかけ”づくりが必要といえます。【図1-13】

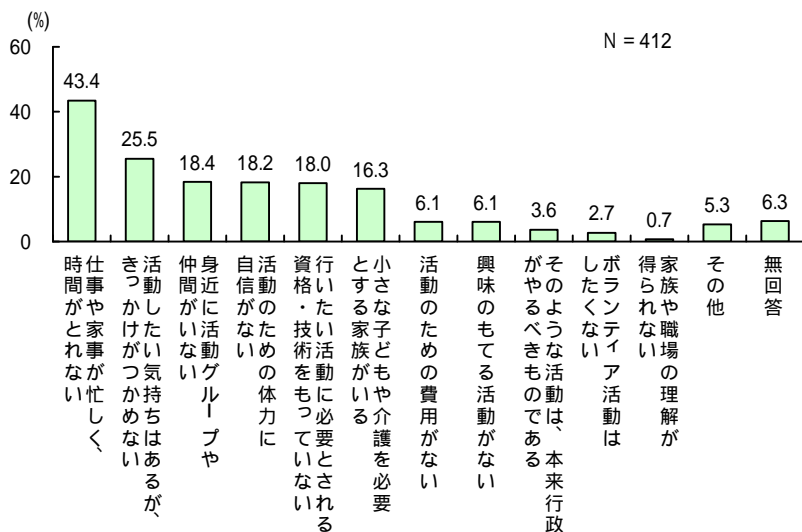
アンケートの結果や、現状を踏まえて、市民のボランティアに対する意識の向上を図るとともに、関係機関、関係団体との連携を強化し、地域の課題に取り組んでいくことが大切です。



【 図 1 - 12 福祉関係のボランティア経験 】



【 図 1 - 13 活動していない理由 】



【 施策の方向 】

○ボランティア活動の充実

- ( 1 ) 現在、福祉活動を行っているグループなどの紹介や講習会等を開催することにより、ボランティア活動への理解を深め、ボランティア層の拡大に努めます。
- ( 2 ) ボランティア活動推進月間に対する支援に努めます。
- ( 3 ) 既存のボランティア団体の活動が円滑に進むよう、ボランティアコーディネーターやボランティアアドバイザーを育成し、人材の専門化を図ります。
- ( 4 ) 子どもたちの思いやりの心を育てるため、福祉施設などにおける学習体験を通して、ボランティア活動への参加を促進します。

○ボランティア団体と障害者団体の連携強化

- ( 1 ) 障害のある人自身がボランティア活動に参加し、社会活動ができるよう支援します。
- ( 2 ) 社会福祉協議会を中心として、効率的なボランティア活動を行えるよう努めます。

○ボランティア拠点の整備

- ( 1 ) ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会のボランティアセンター（ボランティアビューロー）にてボランティアの活性化を図るとともに、活動資材（機材、設備）の充実を図ります。

## 5 障害者団体の育成と連携強化

### 【現状と課題】

核家族化や都市化の進行、及び個人のライフスタイルの多様化などを背景に、地域の連帯感が弱くなり、近所のつながりが希薄となっていく中で、障害のある人やその家族が地域の中で孤立してしまうケースもみられます。

市内には、障害のある人や家族が自主的に結成し、運営している様々な障害者団体があります。

障害者団体に加入することで情報交換や悩みなどを相談しあうことができ、孤立を防ぐことができます。また、障害者団体へ加入することは、障害のある人の社会参加の第一歩としての意味も持ち合わせています。

ひとりでも多く、また一家族でも多く、障害者団体への加入を促進していくとともに、市の団体への支援のあり方を明確にし、団体と相互に情報を交換し合いながら連携を深めていく必要があります。

### 【施策の方向】

#### ○障害者団体への加入促進支援

- (1) 障害者手帳の交付時に障害者団体の活動状況を紹介したチラシの配布や、広報誌や市のホームページで障害者団体をPRし、障害のある人の団体への加入促進を支援します。

#### ○団体の運営支援

- (1) 障害者福祉の推進を目的に活動する団体に対して、運営等の支援を図るとともに、障害者団体が主催する講演会やレクリエーション事業など新たな自主的活動を支援し、活動の活性化を図ります。
- (2) 障害者団体の要望の把握、及び国・県の関係機関からの活動支援を容易にするため、定期的な報告会・連絡会の開催を検討します。
- (3) 県が「新たなやまなし障害者プラン」に基づき設置した、甲府圏域ネットワーク会議との連携強化を図ります。